

○近江八幡市広報おうみはちまん広告取扱要綱

平成24年8月10日

告示第181号

改正 平成25年12月25日告示第239号

平成30年12月28日告示第325号

(趣旨)

第1条 この要綱は、近江八幡市が発行する広報おうみはちまん（以下「広報」という。）に掲載する広告の取扱いについて、近江八幡市広告事業実施要綱（平成22年近江八幡市告示第55号。以下「実施要綱」という。）及び近江八幡市広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載対象者)

第2条 広報への広告を掲載することができる者は、自己若しくは家族及び同居人又は自社若しくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当していないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(広告の基準)

第3条 広報に掲載する広告は、市としての品位及び公共性を妨げないものであって市民に不利益を与えないものとし、実施要綱及び掲載基準の規定に準ずるもののほか、広告の表現として適切でないとし市長が認めたものでないものとする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、原則として次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ミリメートル×横90ミリメートル
- (2) 刷り色 スミ一色
- (3) 広告は、罫線で囲み、枠内に「広告」と記載する。

(平30告示325・一部改正)

(広告の掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は、広報の紙面のうち市長が指定する位置とする。

(広告の掲載募集)

第6条 広告の募集は、原則として広報及び近江八幡市が管理するホームページで行うものとする。

(広告の掲載申込)

第7条 広報への広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、市長が指定する期日までに広報おうみはちまん広告掲載申込書(別記様式第1号)に誓約書(別記様式第2号(その1))及び誓約書の添付書類(別記様式第2号(その2))を添えて、提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、誓約書及び誓約書の添付書類の提出は要しない。

- (1) 国、独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人
- (2) 地方公共団体、地方独立行政法人、公立大学法人、地方公社(土地開発公社、住宅供給公社、道路公社)
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第167号)第157条第1項に規定する公共的団体等(農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、社会福祉協議会、公益財団・公益社団法人等)
- (4) 電気、ガス、電話(携帯電話を含む。)等の公益事業を行っている法人
- (5) その他明らかに排除対象者でないと認められる者

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条の申込みを受け付けたときは、内容を審査のうえ、掲載の可否

を決定し、広報おうみはちまん広告掲載（不掲載）決定通知書（別記様式第3号。以下「決定通知」という。）により申込者に通知するものとする。

2 掲載する広告の優先順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 国、地方公共団体、公社及びこれに類するものに係る広告
- (2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (3) 前号に該当しない市内に事業所等を有する私企業及び自営業に係る広告
- (4) 前各号に掲げるもの以外の広告

3 前項の規定によっても申込者が掲載できる枠数を超える場合は、抽選により決定するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第9条 決定通知により広報への掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、第4条に基づく広告原稿（以下「広告原稿」という。）を市長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは広告原稿の修正を求めることができるものとする。

（広告掲載料）

第10条 広報への広告の掲載料（以下「広告掲載料」という。）は、1枠につき31,470円とする。

2 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに一括納付しなければならない。

3 納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

4 広告主が、広告を広報に連続して12回有料で掲載したときは、原則その12回目の掲載号の翌月号において、広告1枠分に1回に限り無料で広告を掲載できるものとする。

（平25告示239・平30告示325・一部改正）

（広告内容等の協議）

第11条 広告主は、広告内容等について第3条に掲げる基準に基づき、市長と協議

を行うものとする。

(広告内容等の変更)

第12条 市長は、広告の内容、デザイン等が法令に違反し、若しくはそのおそれがあるもの、又はこの要綱に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができるものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(2) 前条の規定による広告内容等の変更を広告主が行わないとき。

(3) その他広報への広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 前項の規定により広告の掲載を取り消した場合において、広告主に損害が生じても市長は一切の責任を負わないものとする。

3 市長は、第1項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、広報おうみはちまん広告掲載取消通知書(別記様式第4号)により広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、広告の掲載を取り下げようとするときは、掲載しようとする広報発行日の1月前までに、広報おうみはちまん広告掲載取下申出書(別記様式第5号)により、市長に申し出なければならない。

(損害賠償等)

第15条 市長は、広告の掲載ができなかったことにより広告主に生じるいかなる損害についても賠償の責を負わないものとする。

(広告主の責務)

第16条 広告主は広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてについて権利処理が完了していることを市長に対して保証するものとする。

- 3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(裁判管轄)

第17条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟の第一審査の専属的管轄裁判所については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第12条の規定に従い、民事事件に関する場合は、大津地方裁判所とする。

(広告の実施等)

第18条 広告の掲載等は、この要綱に定めるほか、広報おうみはちまん広告募集要項（以下「募集要項」という。）の規定に基づき実施するものとする。

- 2 実施要綱、掲載基準、この要綱及び募集要項の間で、矛盾、齟齬がある場合は、この項に記述する順にその解釈が優先するものとする。

(疑義等の決定)

第19条 この要綱に疑義があるとき又はこの要綱に定めのない事項については、市長と広告主が協議のうえ定めるものとする。

(契約等)

第20条 広告掲載に係る契約に関する事項は、近江八幡市契約規則（平成22年近江八幡市規則第61号）第27条各項を準用するものとする。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則（平成25年告示第239号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前日までに改正前の近江八幡市公用自動車広告取扱要綱、近江八幡市ホームページ広告取扱要綱、近江八幡市広報おうみはちまん広告取扱要綱及び近江八幡市市民バス広告取扱要綱の規定に基づきなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

付 則（平成30年告示第325号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に規定する日の前日までの間の広告掲載料は、「30,900円」とする。